

令和2年度

第9回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和3年 3月10日(水曜日) 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
報告事項	和歌山市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について
議案第8号	農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第9号	非農地通知について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	東山 雅彦
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	山本 哲也
班 長	中川 拓哉
事務主査	西森 和子
事務主査	肥田 敬之
事務主査	中谷 雅昭

13時00分 開会

◆東山局長 定刻が参りましたので、第9回農業委員会総会を開催させていただきます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、換気を行っています。また、総会時間の短縮も図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いします。審議が長時間に及ぶ場合は、適宜休憩をはさみたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第9回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る2月26日、湯川委員、辻本委員、笠野委員、廣井委員、岩橋章博委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉川委員、岩橋章博委員にお願いします。それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、21件ありました。全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。なお、市外に在住の方が相続された件について、No. 4は自ら保全管理をし、No. 5とNo. 15は自作するとのことです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。なお、No. 1は、報告事項【農地法第18条第6項の規定による通知について】のNo. 4及びNo. 5と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で5件ありました。なお、No. 4及びNo. 5は、報告事項【農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更について】のNo. 1及び議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 3と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が4件ありました。

No. 1申請地は安原地区・・・、安原小学校から南東約・・・mに位置します。申請人は、経営面積3,098㎡を有する農家です。すでに建築済の農業用倉庫及び作業場について当届出を提出していなかったため、今回届出るものです。

No. 2申請地は紀伊地区・・・、和歌山北コミュニティセンターから北東約・・・mに位置します。申請人は、経営面積6,159㎡を有しています。農器具の保管のための農業用倉庫として使用するため、今回提出に至りました。

No. 3申請地は安原地区・・・、紀北支援学校から東約・・・mに位置します。申請人は、経営面積9,050㎡を有しています。農業用機械の進入路及び農作業車両の駐車スペースとして使用するため、今回提出に至りました。

No. 4申請地は三田地区・・・、竈山神社から北東約・・・mに位置します。申請人は、経営面積8,379㎡を有しています。農器具の保管及び農作物の一時保管のための農業用倉庫として使用するため、今回提出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。2月9日付、3月1日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で22件ありました。

2月9日付、2月19日付、3月1日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 3は開発許可済、No. 8は3年間の一時転用で、使用貸借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、11件ありました。面積は田が15,050㎡、畑が3,120㎡、合計18,170㎡です。なお、令和3年2月4日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 和歌山市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT技術を活用した業務の効率化、働き方改革等の推進を図るため、行政手続きにおける押印等の見直しについて、和歌山市役所全体において取り組みが推進されていることに伴い、農業委員会総会議事録への委員の押印を廃止するための改正を行うものです。改正の箇所は議案書のとおりです。令和3年2月5日会長専決、3月1日施行しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があるため、借受予定者から証明願が3件ありました。対象農地は、田のみで面積は6,374㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については、57ペー

ジの議案第7号農用地利用集積計画No.133、同じく58ページのNo.138、61ページのNo.154で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で7件ありました。

調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。なお、No.

3は報告事項 農地法第18条第6項の合意解約のNo. 4及びNo. 5と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

申請地は、直川地区・・・、直川小学校から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。本案件は・・・年・・・月・・・日付で和歌山県より転用許可がおります。当初計画者であった人物が昨今の感染症による経済活動の制限により、・・・が生じ、本件事業の継続が不可能になったため、新たに本件事業を希望する人物へ承継するため申請するものです。なお、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのNo. 6及びNo. 7と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

No. 1申請地は安原地区・・・、安原小学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請地に隣接する事業所への賃貸するための露天駐車場として使用するため、転用申請するものです。なお、本件は一部転用であり、残りの部分は・・・年・・・月・・・日に通路として転用許可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、三田地区・・・、竈山神社から南東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、特別な立地条件を必要とする施設である沿道沿いの流通業務施設に該当するため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を手がける株式会社であり、自動車に・・・を補給するための・・・を建設するため転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 2申請地は西和佐地区・・・、紀伊風土記の丘カースクールから南西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・

を営む株式会社であり、利便性の高い申請地を分譲住宅用地とするため、転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 3 申請地は山口地区・・・、イズミヤ紀伊川辺店から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は現在のアパートが手狭になってきたため、・・・近くの利便性が高い申請地に住宅を新築するため、転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No. 4 申請地は山口地区・・・、山口小学校から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内での規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む株式会社であり、資材置場として使用するため、転用申請するものです。

No. 5 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。・・・近くの利便性が高い申請地に住宅を新築するため、転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 6 及び No. 7 本件は、議案第4号【事業計画変更申請に対する意見について】のNo. 1 及びNo. 2 に関連するもので、先ほど説明したとおりです。

No. 8 申請地は、小倉地区・・・、光恩寺から北東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又

は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。・・・に近い申請地に住宅を新築するため、転用申請するものです。開発許可申請中で使用貸借権設定です。

No. 9 申請地は西和佐地区・・・、河南総合体育館から西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内での規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は申請地の隣地の・・・であり、・・・の駐車場として使用するため、転用申請するものです。なお、本件は・・・として前回の総会で報告したものです。今回申請書の提出にあたり、本案件以降の転用については申請前に、自己が所有する他の土地に・・・を行う旨の誓約書が添付されております。

No. 10 申請地は、紀伊地区・・・、北サービスセンターから南東約・・・mに位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む株式会社であり、業務拡張により申請地を車両保管用の駐車場として使用するため、転用申請するものです。

No. 11 申請地は、川永地区・・・、川永小学校から西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。将来的な営農条件を考えた結果、耕作農地に近い申請地に住宅を新築するため、転用申請するものです。なお、・・・年・・・月・・・日付けで・・・で、使用貸借権設定です。

No. 12 申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から南西約・・・mに位置し、

おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む株式会社であり、交通の便が良い申請地を資材置場及び駐車場として使用するため、転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしています。また、No. 1、2、4については現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので笠野委員さん報告願います。

◆3番（笠野喜久雄） 農地法第5条1項の許可申請について説明いたします。

2月26日、岩橋章博委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。申請地は、県道・・・と県道・・・が交差する和歌山市・・・他3筆の田で、合計1,512㎡です。申請者である・・・の会社設立は、・・・年で資本金は、約・・・円です。事業内容は、・・・や・・・など・・・並びに・・・び・・・、・・・の販売など・・・の分野で事業展開している会社です。近年深刻な環境問題が取り沙汰されている中で、自動車の燃料として主に使用されている二酸化炭素を含む排気ガスを排出する化石燃料に代わり、・・・として期待値の高い・・・の普及に貢献したいとの思いから、各地で・・・の設置エリアの拡大を推進しているということで、この度、和歌山市南エリアでの3の設置を検討する中で、申請地の所有者との間で所有権移転の話がまとまったので許可申請に至ったとのことでした。隣接地の田の所有者や地元自治会の同意も既に得ているとのことでした。

たが、更に周辺の水田等への照明の影響、排水の影響、トラクターなど大型機械での耕作時での影響などの聞き取り調査を行ったところ、何れの影響も問題はないものと思料しました。また、・・・という、特殊な・・・というので、万一の事故等についても参考に聴取したところ、・・・など設備そのものの保安規定に基づき、和歌山県の完成検査のみならず、毎年保安検査を受けることになっているとのことでした。皆様の慎重な御審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 2、No. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので辻本委員さん報告願います。

◆2番（辻本 傑） 議案第6号No. 2、No. 4の農地の権利移転と転用に関する2件の事案について、2月26日に廣井委員と私のほか、事務局職員も加わり、現地調査並びに申請人からの事情聴取を行いました。その模様を一括して報告いたします。

はじめに、No. 2の申請事案について報告します。申請人は、株式会社・・・代表取締役・・・氏で、議案書に記載のとおり・・・ほか、10筆の農地を譲り受け、分譲住宅・・・を建てる運びとしていることから申請に至ったものです。さて、本件申請の対象となっている農地は、いずれも市街化調整区域内の第2種農地で、和歌山インターチェンジまで・・・分程度の距離に位置しています。

特に、申請の対象となっている農地の周辺は、お手元に配布の航空写真からも分かると思いますが、市街化の進展が顕著で、近くに保育園があるなど、分譲住宅の立地に適しているほか、今後も住宅需要が見込

めるとの考えから申請に至ったものです。

申請人は、当該農地の権利移転完了後、速やかに着工して1年程度で完成させる意向であり、申請した農地のすべてを確実に事業の用に供するものと思われま。また、宅地化に当たって、周辺道路より20cm程度の高さまで盛土を行い、同時に当該用地の周辺にコンクリート擁壁を設けて土砂お流失を防ぐほか、汚水や雑排水はそれぞれの敷地内に設置の合併浄化槽で処理し、雨水は敷地ごとに集水したうえで紀ノ川左岸土地改良区が管理する水路に放流することとしており、許可も得ているようです。

事業は、・・・で賄われる模様であります。同社の和歌山市内におけるこれまでの事業実績から考えて、資力、信用等に問題はないものと思われま。

引き続いて、No. 4の事案について報告いたします。申請人は、・・・及び・・・を生業とする株式会社・・・代表取締役・・・氏で、議案書記載のとおり・・・のほか1筆の農地を譲り受け、資材置場として利用するため申請に至ったものです。さて、本件申請の対象になっている農地は、市街化調整区域内の第2種農地で県道・・・に接し、周囲を農地に囲まれた2筆の農地で構成されています。

申請人は、当該農地の権利移転が完了すれば、隣接農地への土砂の流失や崩壊を防ぐため、速やかに周囲にコンクリート擁壁を設けるための工事に着手し、半年以内に完成させて資材置場として活用したいと考えているようです。事情聴取の様式からすると、資材置場として整備するための資金は、・・・で賄われる模様で、当該農地のすべてを確実に事業の用に供するものと思

われま。なお、本申請の対象になっている農地は、現状は水田であることから周辺道路のレベルまで盛り土を行う予定ですが、周囲に盛土完了後のグラウンドレベルより15cm程度高くなるようにコンクリート擁壁を設け、土砂の流失や崩壊防止措置が講じられることから、周辺の営農環境に悪影響を及ぼす懸念は少ないものと思われま。また、敷地内の排水は、自然浸透によるほか、敷地南東隅に設ける会社から用水路へ放出することとしており、地元の用水路管理者の許可も得ているようです。

以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、いずれの事案も農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題は無いものと思われま。委員各位による十分なご審議をお願いして報告としま。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、再設定契約が127件、新規の契約が28件で合計155件ございました。

賃借権が12件、使用貸借権が143件の設定です。貸借期間は議案書のとおりで

す。また、No. 1からNo. 98については、農業委員会による利用権の再設定、No. 99からNo. 127については、農地中間管理事業での再設定、No. 128からNo. 153については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 154からNo. 155については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が280,359㎡、畑が21,417㎡、総面積が301,776㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が31件あり、面積は田が48,619㎡、畑が4,151㎡、合計面積が52,770㎡です。なお、56ページのNo. 128、No. 129については一般法人の新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆19番（岩橋章博） No. 128、129について報告します。

2月26日に現地調査並びに事情聴取を笠野委員、事務局とで実施しました。両議案は法人による利用権設定で、2社ともに新規就農案件であります。

まず、No. 128は・・・氏個人所有の農地を、・・・にある自分が取締役を務める・・・に使用貸借するものであります。会社定款によりますと、・・・の販売となっておりますが、昨今のコロナ禍により売上げが激減しており、会社の収益確保のため農業参入をすとの事です。作付けはすでに個人で行っていたハウスイチゴ、マンゴー等を引き続き栽培し、販売先は市内の大型スーパー、インターネットでの直接販売との事です。栽培技術は県の試験場や大学に教を請いながら独学でやっ

す。一般企業が農地を借り入れて農業参入するための重要な要件（業務を執行する役員の常時従事）を満たしていると思います。

続きましてNo. 129について説明します。・・・は本店を市内・・・に置き、代表取締役の・・・氏の・・・所有の農地を使用貸借するものであります。個人農家が法人化する典型的なパターンであり、すでに・・・においてハウスを借り入れミニトマト（中玉トマト）を栽培しており、・・・の農地ではキャベツ、ロメインレタスを栽培し・・・へ出荷、・・・の農地では大根、サツマイモを栽培して市場へ直接出荷の予定とのことです。将来的にはブランドである・・・ダイコンとして・・・へ出荷していきたいとの事でした。

農地が3カ所に点在しているので大丈夫ですかと尋ねたところ、頑張りますとの事でした。当社の定款では目的が農産物の生産、加工販売となっており、出資要件、役員要件、常時従事要件等からも農地所有適格化法人の要件を満たしていると思われる旨伝えました。ちなみに、社名の・・・の意味を聞いたところ、ドイツ語で自分の名字の“・・・”との事でした。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第7号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は農地法第18条第1項の規定による許可申請があったもので、賃借人が、・・・の理由により、賃貸人が賃貸借契約の解除を求めてなされたものです。申請地は楠見地区・・・、楠見東小学校から北約・・・mに位置し、市街化区域の農地になります。本件は・・・年・・・月・・・日開催の農業委員会総会にて審議され、「・・・」と許可相当で可決しておりますが、和歌山県知事から・・・年・・・月・・・日付で「・・・」とし、・・・とされた経緯があります。このことに対して、賃貸人は、今回申請するにあたり、賃借人に対して・・・を行っており、その・・・と・・・の写しが提出されております。農地法では、賃貸借の当事者は都道府県知事の許可がなければ賃貸借の解除ができないこととなっており、この許可の要件の1つに、「賃借人が信義に反した行為をした場合」が定められています。この信義に反した行為とは、賃借人の賃料滞納、無断転用、田畑転換等の用法違反、無断転貸、不耕作、その他賃貸人に対する不法行為などがあります。航空写真にて、過去から現在までの当申請地の状況を確認したところ、・・・されたと推定されます。また、・・・、現在に至ります。現況は・・・に果樹が何本か植えられており、・・・は土砂で埋め立てられた状態となっております。また、賃借料についてですが、・・・まで支払われた事実はありません。なお、本件については現地調査と事情聴取を行っておりますので、担当の委員さんから報告があります。

◆11番（廣井伸多） 議案第8号No.1についてご報告致します。

先程事務局から説明がありましたとおり

本案件は、・・・年・・・月・・・日開催の農業委員会総会にて審議し農地法第18条第1項の規定による許可申請に対し許可相当の判断を可決した後、・・・年・・・月・・・日付で和歌山県知事より「・・・」との理由で・・・通知がなされた件に承服出来ない賃貸人による再申請を行ったものであります。去る2月26日に辻本委員と事務局職員と共に現地調査を行い、事情聴取からは事務局職員に加わって頂きました。事情聴取は、申請人である賃貸人・・・氏と賃借人である・・・氏（・・・年・・・月・・・日名義変更）をそれぞれ個別に行った結果、前回担当された湯川、岩橋両委員同様、賃貸人と賃借人の説明には相当なずれがあり、これをもとに農業委員会として事実認定することは適切で無いと判断し、客観的な事実により判断すべきだと考えます。前回の審議内容をご存知ない委員の方々もおられますので少しおさらいをさせていただきます。まず耕作についてですが、賃借人は少なくとも・・・年以降耕作を行わず、賃借料についても・・・まで賃貸人に支払っておりません。事務局の説明では未払い時期が・・・以降となっていたのですが、これは・・・していた時期があった為です。届いた・・・宛に送付しましたが、前賃借人はそれに対する回答を何もしていません。又、・・・からおこなっていません。

次に、・・・としております。補足資料の現況写真をご覧になってもらうとわかる通り砂利等が相当含まれており現地調査を行った際にコンクリート片も散見されました。およそ耕作には不向きであるといえます。その上、賃貸人に確認しましたところ・・・になっているとのことで、賃貸人に

とっては賃借料をもらえない上に・・・実害が出ています。航空写真によると・・・までは耕作を行った事実がないことがわかります。

ここからが今回の調査結果となります。賃貸人は前回の・・・理由である「・・・」を補完すべく賃借人に対して・・・を介して行いました。・・・記載されていきました。これに対し賃借人は・・・回答しましたがその内容は賃貸人の期待に答えるものではありませんでした。

前回の聴取では・・・に果樹を植え始めたが、肝心の賃貸人が求める申請地の原状回復には今現在も応じていません。更に・・・年に貸駐車場として一時的に利用していました。・・・。賃貸人は通行時に・・・あります。長らく不耕作だった理由についても・・・しその後長期間経過したにもかかわらず、直接賃貸人に事実確認を行っておりません。以上の2件の極めて重要な案件に対して確認作業という少しの労を惜しんで自己判断しことは当事者間の信頼関係を積極的に築く事を自ら放棄していると思われまます。

これらの事情により、前回当委員会が審議し可決したと同様に賃借人に信義則違反（今回新たに無断転貸を加えて）がある為、契約の解除を許可すべきと考えます。

皆様の慎重なご審議の程よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第8号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆15番（丸山 勝） 賃借人と賃貸人の関係はどうなっていますか。

◆11番（廣井伸多）・・・

◆2番（辻本 傑）・・・

◆18番（岩橋章博） 裁判等は考えなかったようですか。

◆2番（辻本 傑） 裁判の話は出なかったです。

◆会長（谷河 績） 他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。

議案第9号 非農地通知について、提案いたします。

◆中谷主査 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。令和2年11月27日、安原地区本渡（10件、14筆）で松尾推進員と、令和2年12月23日、西脇・貴志地区（17件、38筆）で中島推進員と、令和3年1月28日、山口地区湯屋谷、北別所、谷（14件、30筆）で小栗推進員と、令和3年1月29日、紀伊地区弘西、北野（14件、29筆）で丸山委員、藤原推進員とともに現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書22件の提出がありました。面積は、田が5筆、1,779㎡、畑が36筆、12,238㎡で合計41筆、14,017㎡です。

No.1からNo.22について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が

計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。なお、各地区の土地改良区・水利組合等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第9号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第9号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので第9回総会を閉会いたします。

14時00分 閉会